

2022年7月3日（日）「自由なる神の愛」

ガラテヤ 5:1-6

1 この自由を得させるために、キリストは私たちを解放してくださいました。ですから、しっかりと立って、二度と奴隷の轡につながれてはなりません。

2 よく聞きなさい。私パウロがあなたがたに告げます。もし割礼を受けるなら、キリストはあなたがたにとって何の役にも立たなくなります。3 割礼を受けるすべての人に証言しますが、そのような人には律法全体を行う義務があります。4 律法によって義とされようとするなら、あなたがたは、キリストとは無縁の者となり、恵みを失ってしまいます。5 私たちは、霊により、信仰に基づいて義とされる希望を、心から待ち望んでいます。6 キリスト・イエスにあっては、割礼の有無は問題ではなく、愛によって働く信仰こそが大事なのです。

【序論】

ガラテヤ書を通して「キリスト者の自由」とは何であるかを考え、学んでおります。人間は何らかの意味で自由を求めている存在であると思われませんが、「自由」と聞くと、どのような領域がイメージされるでしょうか。日本国憲法で「自由権」と言うとき、大枠では「①精神的自由権」「②経済的自由権」「③身体的自由権」に分類されます。それらには更に以下の内容が含まれています（Wikipedia 参照）。

①精神的自由権：思想・良心、信教、学問、表現、集会結社（の自由）

②経済的自由権：職業選択、居住移転、海外渡航（の自由）／財産権（の保障）

③身体的自由権：法定手続き、刑罰の内容、刑事裁判手続き上（の保障）

国民は時に、これらの自由を巡って戦わなくてはならないことがあります。

ただ、ガラテヤ書でパウロが「自由」と言うとき、上記のうちのいずれとも直接は結びついていないのです。「宗教・思想」の中でも更に先鋭化した自由、「自由の中の自由」を追求している。具体的には「神／人との関係における自由」「律法からの自由」「罪からの自由」というものであり、これらは相互に不可分の関係にあります。宗教・思想というものは、現在の法では誰でも自由に選択することができますが、キリスト者としての人生の中にも実は「不自由への道」が存在する。私たちはガラテヤ書を学ぶとき、この「究極的自由」を追い求めているのです。そして、結論を先取りするようではありませんが、その答えは「愛」であるということが今日の箇所でも明らかにされていきます。

【本論】

本論 1. キリスト者の自由

この自由を得させるために、キリストは私たちを解放してくださいました。ですから、しっかりと立って、二度と奴隷の轡につながれてはなりません。(5:1)

「この自由」と定冠詞が付いていますので、前述の内容を受けていることになります。4章の終わりでは、キリスト者とは神との自由な関係の内を生きている存在であるということが、アブラハムの正妻サラと女奴隷ハガルとの関係を通して教えられていました。サラは正妻であるため、彼女から生まれてきたイサクは、先にハガルから生まれたイシュマエルよりも法的に優位な立場にあったのです。(イシュマエルは気の毒ですが)それは生まれる前からひっくり返せるものではなかった。パウロはこのことを例示して、神の子とされた者たちが受け取る特権と祝福の大きさを読者に伝えています。法的に神の子となったならば、誰にもその身分を覆すことはできないばかりか、信者は「神に捨てられるかもしれない」という恐れをもちや抱く必要がないのです。主イエスと同じように神を「父」と呼び、大胆に近づき、祝福を求めることができる。これが「神との関係における自由」です。

ガラテヤの信徒たちは、一度受けたこの「自由」を手放そうとしていた。どうして彼らが割礼を受けるかという、神との法的関係に入るためにはそれが不可欠だという異なる教えが入ってきたからです。割礼とはそもそも一般的な異邦人の習慣ではなく、ユダヤ人が神との契約のしるしとして生後8日目に性器の包皮を切り取る儀式でした。この目に見えるしるしが、彼らが「神の子」であることを保証していると考えられていたのです。しかし、パウロはそのような「外的なしるし」は何の保証にもならないと考えていました。むしろ重要なのは、そのような「しるし」がなかったとしても完全に愛し受け入れてくださるイエス・キリストの恵みに依り頼むことだと。この恵みに何物をも付け加えてはならない。それは、主の恵みだけでは不十分だと言っているようなものだ。パウロはそのように教え、割礼とは不信仰の表明にほかならないと考えたのです。

神の愛を疑うということは、誰にでも心当たりがあるのではないのでしょうか。自分が本当に受け入れられているのかどうか分らなくなる。本当に救われているのかどうか、不安になる。そこで何らか目に見える「お守り」のようなものが欲しくなる。このようにして、人は不信仰を形にして表すようになるのです。

しかし、パウロはこのような行動を「再び奴隷の轡につながれること」だと言います。なぜか。先の女奴隷ハガルの例がここで生きてくるのですが、彼女は法的な意味においてアブラハムの正妻ではありませんでしたから、どうしてもサラを超えることのできな

い立場にありました。そして、彼女から生まれる子も、サラから生まれる子を差し置いて相続するということができなかったのです。それゆえに、女奴隷はいつも戦々恐々としていなくてはなりませんでした。自分がアブラハムの妻として認めてもらえるかどうか、保障なき身分に苦しんだと思われます。

キリスト者は、もはやそのような「いつ捨てられるかも分からない」というような身分で神と関わっているのではありません。誰にも覆すことのできない法的な身分を信仰によって得たのです。これが「キリスト者の自由」の本質であります。

本論 2. 神の自由

よく聞きなさい。私パウロがあなたがたに告げます。もし割礼を受けるなら、キリストはあなたがたにとって何の役にも立たなくなります。(5:2)

感情的なまでのパウロの主張。「私パウロが」と、この発言の全責任を彼が負うと言わんばかりです。

「役に立つ」(ὠφελέω／オーフェレオー)という少々耳につく用語が使われています。この言葉は「援助する」「役に立つ」「利益をもたらす」などと訳すことができますが、主イエスが罪人の救いにおいて「助け主」であられるならば、割礼とはこの方の助けを拒むことを意味するでしょう。「あなたの十字架だけでは不十分です」「私にも救われるために努力させてください」と、「自力」を挿し込む。パウロの論理では、恵みに100%それに依り頼むか、自力で律法を守り通すか、二者択一だということになる。そもそも罪人には自分を救うことはできなかったのですから。

割礼を受けるすべての人に証言しますが、そのような人には律法全体を行う義務があります。(5:3)

律法とは、聖なる神の御心であり、人の生き方のまことを照らすものです。しかし、律法は容赦なく人の罪を暴きますから、その基準によって測られるなら、一点のシミもなく神の御前に立つなどということはできません。律法の行ないによって正しくあろうとするならば、人はその全部を守らなくてはならなくなります。神は一つの過ちも見過ごしにはなさないでしょう。そして、それが「神の子」となるための基準であるならば、全員が落第することになります。人は常に「あれができていないのではないか」「これができていないのではないか」とビクビクしながら生きるか、はたまた「できている」と考えるならば傲慢の極みと言えるでしょう。

神は主イエスにあって私たちを「受け入れた」と言ってくださっているのです。そして、私たちが「できたか」「できなかったか」で、神の子としての身分を動かすことは

ないと約束してくださっている。親子の関係とは、本来そういうものではないでしょうか。母が子を産んだという事実は誰にも変えることができない。しかし、それでも人間同士であるならば、この法的な関係を断つというということが、あるいはあるかもしれません。人間の愛が限界に達するとき、相手の行動や言動次第では「絶縁」ということが現実にはあり得ます。

しかしながら、もし神がそれと同じであったとするならば、それは神の愛が不完全だということになるのではありませんか。愛が不完全であるなら、神は不自由な方なのです。人間の行動次第で親をやめるということを言い出すような神を私たちは信じているのでしょうか。神が人間の状態如何に拘らず愛し抜く方であるということは、主イエスの十字架を通して明らかにされたのです。

本論 3. 人と人との自由

では、このような神の愛を受けた人間はどう変わっていくのか。神が持つておられると同質の自由が与えられていくはずです。

私たちは、霊により、信仰に基づいて義とされる希望を、心から待ち望んでいます。キリスト・イエスにあっては、割礼の有無は問題ではなく、愛によって働く信仰こそが大事なのです。(5:5-6)

キリスト者は「律法の行ない」によって義とされる道ではなく、神の霊を受けて子とされた存在です。神の霊は、人に自由を与えます。それは、この世で私たちが求める自由とは異なる性質のもので、神が罪人を無条件に受け入れるのと同じ心で隣人を愛する自由です。6節で「**割礼の有無は問題ではなく**」と言われていますが、これは神ご自身の中に民族的な区別が存在しないことを意味します。ユダヤ人も異邦人も等しくイエス・キリストの恵みによって救われる。割礼はあってもなくてもよいのです。ユダヤ人は生まれたままの状態で救いにあずかることができる。異邦人がユダヤ人のようになる必要もありません。

このように見ていきますと、神の霊を受けた人の心からあらゆる「差別」が取り払われていく方向性が与えられているということが理解できるでしょう。神が私たちに愛したださったように、私たちも人を愛する者となる。言い換えるならば、相手の状態が悪くなったら愛することをやめるという古い生き方が忘れられていくのです。これは自分の力で成し遂げる生き方なのではなく、神の愛に浴し、神の愛を知り続けることによって、その愛が私たちに生き写しされていくというものです。もしこれを「キリスト者

たる者、こうしなくては」と肩肘張り出しますと、そこにはまた新たな律法主義が顔を出していることになるでしょう。

順序が入れ替わりましたが、最後に4節を見ておきましょう。

律法によって義とされようとするなら、あなたがたは、キリストとは無縁の者となり、恵みを失ってしまいます。(5:4)

「無縁」という訳は少々日本的な響きを持ちますが、原文で使われている語(καταργέω／カタルゲオー)には「失業した」「不活性化する」「稼働していない」という意味があります。律法的に生きる人の内では、キリストの愛が稼働しなくなってしまうのです。なぜなら、その人の生まれつきの肉の性質がそれを妨げるからです。むしろ、私たちは御霊の働きに身を委ね、キリストの愛が自由に働く環境を常に整えていきたい。

【結論】

神に愛されていることを知る → 神の愛に全く身を委ねて生きる → 神の自由なる愛が移される → 私たちも同じ自由でもって隣人を愛するようになる

この良循環が私たちの内で豊かに実現することを祈り求めましょう。不自由な律法の支配下にある生き方に戻ることなく、真新しい価値観をどんどん自分自身の中に受け入れていきたいと思います。

【祈り】

愛することにおいて自由であられる天の父なる神様。私たち人間は、人間同士の関係の中でしか「愛」というものを知りませんでした。そこには限界があり、条件付きになることが常です。しかし、聖書を通して福音を知ったとき、制限のないあなたの愛にふれました。私たちを愛してくださっていることを感謝いたします。私たちにも隣人を愛する自由を与えてください。

【祝祷】

仰ぎ願わくは、

不従順な民を愛し、契約を守り続け給うた、父なる神の愛、

何者にも束縛されることなく、無条件に人を愛し給う、主イエス・キリストの恵み、

神の愛に浴するところに、同質の思いを隣人に向けさせ給う、聖霊の親しき交わりが、

あなたがた一同の上に、限りなくあらんことを。